

## 鞍手町の騒音・振動・悪臭規制の指定区域一覧

項目	規制種別	規制内容			
騒音規制区域	第2種区域	朝 (6~8時まで) 50dB以下	昼 (8~19時) 60dB以下	夕 (19~23時) 50dB以下	夜 (23~翌6時) 50dB以下
	第3種区域	朝 (6~8時まで) 65dB以下	昼 (8~19時) 65dB以下	夕 (19~23時) 65dB以下	夜 (23~翌6時) 55dB以下
特定建設作業	第1号区域	①作業時間：19~7時でないこと ②1日における延作業時間：10時間を超えないこと ③同一場所における作業時間：連続6日を超えないこと ④作業日：日曜日、その他の休日でないこと ⑤騒音の大きさ：規制基準（85デシベル）、基準点（敷地境界）			
振動規制区域	第1種区域	昼 (8~19時) 60dB以下		夜 (19~翌8時) 55dB以下	
	第2種区域	昼 (8~19時) 65dB以下		夜 (19~翌8時) 60dB以下	
特定建設作業	第1号区域	①作業時間：19~7時でないこと ②1日における延作業時間：10時間を超えないこと ③同一場所における作業時間：連続6日を超えないこと ④作業日：日曜日、その他の休日でないこと ⑤振動の大きさ：規制基準（75デシベル）、基準点（敷地境界）			
悪臭防止区域	臭気指数規制	全域臭気指数12			

(注釈) 各規制法に基づく区域の指定状況は、別途、福岡県HP上にてご確認ください。なお、福岡県の掲載ページサイトへのリンクについては、本町HP「騒音・振動・悪臭の規制と届出」ページに記載しています。